

# 市役所からのお知らせ

●文中の「SC」はサービスセンターの略

## 被害にあったら 相談してください

市は、条例で事業者の不適正な取引行為を禁止しています。次の行為があった場合は、すぐに市消費生活センターに連絡してください。相談はLINEでも受け付けています。上記のコードからアクセスしてください(お友達登録をお願いします)。

● 問い合わせ 市消費生活センター ☎(888)5648

### 不適正な取引行為の例

■ 法定書面の不交付：訪問販売で買ったのに契約書を交付しない、解約条件など記載が義務づけられていない内容を記載していない契約書を交付する行為

▼ 訪問販売や電話勧誘などにより商品を買う際は、金額、キャンセル条件などを記載した契約書を交付する義務があり、交付しないと条例違反となります

■ 誤信を招く情報提供：商品を購入するかどうかを決めるために必要な重要事項を誤信させ、または不安を覚えるようなことを告げて商品を買わせる行為

▼ 事業者が根拠や裏付けの事実がないのに「必ず効果がでる」などと宣伝を誤信して契約した場合は解約できる可能性があります

■ 長時間・威圧的勧誘：長時間、長期間、複数回、威圧的、不安を覚える言動などにより困惑させて商品を買わせる行為

▼ 断っているのに執ように何度も電話をかけ契約を迫ったり、訪問販売で断っているのに長時間居座る行為は条例で禁止されています

■ 解約手続の不実：手続きを著しく困難にするなどの不実の手段を用いて解約を妨害する行為

## 道路維持に伴う小規模修繕契約希望業者の募集

令和5・6年度に、道路維持課または各市民SCが発注する道路施設、交通安全施設、道路照明灯の小規模修繕に係る受注希望業者を、12月2日(金)から16日(金)まで募集します(ただし、業務の契約を保証するものではありません)。

また、現在登録済みの場合も2年更新となるため、改めて申請する必要があります。申請方法は、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

◆ 広報ID番号 1036364

● 問い合わせ 道路維持課 ☎(888)5751

## 医療従事者のみなさんは 届出をお忘れなく

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の資格を持ち、就業しているかたは、12月31日時点の状況を保健所に届出する必要があります。12月中に届出票を勤務先へ郵送しますので、必要事項を記入し、1月16日(月)までに提出してください。

なお、医師、歯科医師、薬剤師の資格を持ち、就業していないかたも届け出の必要がありますので、保健総務課へお知らせください。

● 問い合わせ 保健総務課 ☎(883)1170

## 今年度の骨粗しょう症 検診は12月で終了します

骨量は、20歳頃に最大となり、40歳代半ばくらいまではおおむね維持されますが、その後年齢とともに減少します。さらに、女性は更年期を迎え、閉経すると女性ホルモンの低下により骨量が大きく減少します。

骨粗しょう症になると少しの衝撃でも骨折しやすくなり、寝たきりの原因にもなります。骨粗しょう症検診は5年に1度受診の対象

になります。対象のかたは、この機会にご自分の骨の状態を確認してみませんか。

実施医療機関は、5月に全戸配布した「秋田市健診ガイド」または市ホームページをご覧ください。

◆ 広報ID番号 1005772  
対象▶令和4年度中に迎える誕生日当日の年齢が、40・45・50・55・60・65・70歳の女性

検診内容・料金▶問診、骨密度測定。1千300円(70歳のかたは無料)

● 問い合わせ 保健予防課 ☎(883)1176

## 便利でスムーズな 予約年金相談のご利用を

保戸野にある秋田年金事務所の窓口では、待ち時間なく手続きできるよう来所予約をお願いいたします。年金請求手続きや年金額相談などは、ご予約の上お越しください。

▼ 予約受付専用電話 0570・0514890

(平日午前8時30分〜午後5時15分) アルヴェ2階にある「街角の年金相談センター秋田オフィス」でも、年金に関する相談・手続きなどができますので、ぜひご利用ください(要予約)。

● 問い合わせ ねんきんダイヤル ☎0570・051165

◆ 不適正な行為(54項目)の確認はこちらから→



不適正な取引行為

◆ LINEでの相談はこちらから→



LINE

302,955人(-93)…男▶143,169人(-59) 女▶159,786人(-34)

1年前の人口▶305,434人

10月分…出生▶128人 死亡▶366人 転入▶606人 転出▶461人

世帯数▶138,828(+111)

素案にご意見を  
お寄せください



次の素案にご意見をお寄せください。ご意見は、各資料閲覧場所にある用紙に必要事項を記入して、その場の回収箱へ投函するか、郵送、FAX、Eメールのいずれかで、各課宛に提出してください。資料は市ホームページでもご覧いただけます。なお、いただいたご意見は、個人情報を除き、原則、市ホームページで公開します。

**資料閲覧・意見募集期間**：12月16日(金)から1月16日(月)まで(必着)

**閲覧場所**：市役所1階市民の座、市役所3階環境総務課(③は環境都市推進課)、各市民SC(中央・南部別館を除く)、駅東SC

**①秋田市地球温暖化対策実行計画(素案)**  
温室効果ガス排出削減に向け、脱炭素社会を実現することを目的とした計画です。

◆ 広報ID番号 1006141  
● 問い合わせ 環境総務課  
☎(888)5704

**②秋田市環境基本計画の中間見直し(素案)**  
人にも地球にも優しい秋田をめざし、環境施策を総合的・計画的に推進するための計画です。

◆ 広報ID番号 1006108  
● 問い合わせ 環境総務課  
☎(888)5702

**③秋田市食品ロス削減推進計画(素案)**  
本来食べられるのに捨てられている食品ロスの削減を推進するための計画です。

◆ 広報ID番号 1036361  
● 問い合わせ 環境都市推進課  
☎(888)5706

「食うべえタイム」で  
おいしく食べきろう！

職場の仲間や友人と食事をする機会が増える季節です。

市では、食べ物を残さずおいしく食べきる取り組みとして、乾杯後30分間とお開き前10分間など一定時間を、自分の席で料理を楽しむ「食うべえタイム」を提案しています。忘年会や新年会の席で、実施してみませんか。

食べ物を大切においしく食べきり、食品ロスを減らしましょう！  
● 問い合わせ 環境都市推進課  
☎(888)5708

風しんの抗体検査・予防  
接種クーポン券の活用を

昭和37年4月2日〜54年4月1日に生まれた男性へ、風しんの抗体検査・予防接種を無料で受診できる令和4年度用クーポン券を送付しています。

8月以降に秋田市へ転入された

かたには、11月末にクーポン券を送付しています(有効期限は来年3月末、使用は1回限り)。

また、妊娠を希望する女性やその配偶者などへの抗体検査・予防接種の助成も行っています。詳しくはお問い合わせください。

● 問い合わせ 健康管理課 ☎(883)1179

高齢者用肺炎球菌ワクチン  
予防接種はお早めに

「高齢者用肺炎球菌ワクチン」を接種することで、肺炎の予防や重症化を防ぐ効果があります。この予防接種は法律上の義務ではなく、本人の希望で受けるものです。

対象となるかたへ、4月下旬にお知らせのしがきを送付していますので、詳しくはそちらをご覧ください。予防接種の助成期限は来年3月末です。

**対象**▶秋田市に住民登録があり、これまで一度も高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種したことがない次の①か②に該当するかた

① 来年3月末時点で、65・70・75・80・85・90・95・100歳のかた

② 接種日に60〜64歳で、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級をお持ちのかた

**接種料金(自己負担額)**▶医療機関の接種料金から市の助成額(市民税課税世帯は5千251円、市民税非課税世帯は6千251円)を差し引いた額(生活保護世帯などのかたは無料)

▶非課税世帯のかたは予防接種用の所得・課税証明書(※)を、接種日に医療機関に提出してください

※総合窓口(市役所1階)、市民税課(市役所2階)、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所で発行します。「予防接種用」と伝えると無料で発行します。コンビニ交付では発行できないので、窓口をご利用ください。

**持ち物**▶4月にお送りしたお知らせのしがきに記載していますのでご確認ください

**接種できる医療機関**▶市と契約した県内の医療機関。詳しくは市ホームページをご覧ください  
◆ 広報ID番号 1005580  
● 問い合わせ 健康管理課 ☎(883)1179

\* 新型コロナウイルスワクチンではありませんのでご注意ください。

\* 予防接種の対象要件に該当するかたで、東日本大震災による原発避難者特例法に基づく指定市町村から秋田市へ避難しているかたは接種券が必要です。